

令和7年度 富士見町農作業標準賃金・機械作業標準料金表

今年度の農作業標準賃金・機械作業標準料金が決まりました。賃金や料金の支払いの際は参考にしてください。

(令和7年10月1日から令和8年3月31日まで適用)

富士見町農作業賃金決定会議

種 別		作 業 名		金額(円)	単 位	備 考
農 作 業		一 般 作 業		長野県最低賃金 (1,061)	1時間当り	稲作・野菜・花卉
		草 刈 作 業		22	1㎡当り	* 傾斜地で概ね50cm以内の草丈
機 械 作 業	稲	口 ー タ リ ー		8,400	10a当り	5a未満 2割増
		畦 塗		8,400	10a当り	
				70	1m当り	
		代 か き		8,000	10a当り	一番代、二番代とも5a未満 2割増
		田 植 え (オ ペ レ ー タ 付 き)		11,100	10a当り	* 5a未満 2割増
		作	収	バ イ ン ダ ー	11,000	10a当り
	脱 穀			8,500	10a当り	
	穫		コ ン バ イ ン	23,000	10a当り	* コンバイン全作業委託はコンバインにモミ搬入作業を加算した額とする。 * ヒモは別途加算する。 * 1／3以上の倒伏は1割増
			モ ミ 搬 入	5,300	10a当り	
			コンバイン全作業		28,300	
	畑 作		口 ー タ リ ー		8,400	10a当り
	業 その他	マ ニ ア ス プ レ ッ タ ー		4,000	10a当り	2t車1台分 積込み散布とも
		ミ ニ ロ ー ル ベ ー ラ ー		300	1巻	* ヒモ代含む

農地を有効利用し遊休荒廃農地をなくしましょう

- (注) (1) 圃場条件の悪い場合は割増料金とし金額は双方協議して決める。
- (2) 水稻余り苗は500円(1箱当り)とする。
- (3) 作業用トラックの借料は双方協議して決める。
- (4) 賃金の精算は作業終了月の月末とする。
- (5) 消費税は内税とする。
- (6) ソバの播種については、双方協議して決める。
- (7) ソバの収穫については、農協富士見町営農センター(電話62-2157)へお問い合わせください。
- (8) 草刈作業については、圃場毎で条件が異なる為、上記金額を参考にしながら双方協議して決める。
- (9) 田植えについて補助員をつける場合は別途一般作業費を加算する。
- (10) 長野県最低賃金は1,061円(令和7年10月1日～)です。